

拡大型指名競争入札の公表

令和元年 10 月 31 日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長 田中 直樹

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

1-1 工事の名称	道央自動車道 苫小牧中央料金所磁気カード方式料金収受機械新設等工事
1-2 工事場所	道央自動車道 自) 北海道苫小牧市 (苫小牧西 I C) 至) 札幌市厚別区 (北海道支社)
1-3 工事種別	交通情報設備工事
1-4 工事概要	本工事は、苫小牧中央料金所の料金収受機械新設工事、苫小牧西料金所遠隔収受対応に必要な機器工事及び北海道支社管理局データ処理装置の更新工事を行うもの。また、遠隔収受に必要な料金収受機械の動作確認を併せて実施するもの。
1-5 工期	契約保証取得日の翌日から 480 日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

2-1 指名競争入札実施理由	本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 6 条第 2 項－②－ウ) に該当するため、拡大型指名競争とする。
2-2 指名通知の日	令和元年 10 月 31 日
2-3 指名基準	(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年細則第 16 号）」第 6 条の規定に該当しない者であること。 (2) 指名通知の日において、工事種別「交通情報設備工事」にかかる東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という）の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」を有していること。 (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けており、かつ、上記(2)の等級に格付けされていること。 (4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領」に基づき、「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。 ※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。

<p>(5) 平成 16 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。</p>	
同種工事	<p>東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団含む）が導入している「磁気カード方式料金収受システム」に関する下記①～③に示す全てを実施した工事</p> <p>①機器の納入 ②機器の設置 ③試験調整</p>
<p>当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。</p> <p>ただし、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。</p> <p>また、非指名者において記載した工事が、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。</p> <p>イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外の高速道路会社、国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p>	
<p>(6) 平成 29・30 年度に完成した NEXCO 東日本における当該工事種別の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。</p>	

3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項

3-1 非指名者の競争参加	<p>非指名者のうち下記①又は②のいずれか及び③に該当する者は本競争入札に参加することができる。</p> <p>①NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」の有資格者のうち指名基準の(1)から(3)及び(5)をすべて満たす者。</p> <p>②NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1)、(3)及び(5)をすべて満たす者。</p> <p>③審査基準日（「3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項」中「3-4 競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ）から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p>
3-2 競争参加に必要な条件	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。</p> <p>競争参加資格確認結果通知予定：令和元年 11 月 28 日（木）</p> <p>(2) 開札時において、工事種別「交通情報設備工事」にかかる NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」を有していること。</p>

3-3 契約図書の配布方法等	<p>交付期間：令和元年10月31日（木）から令和元年11月18日（月）まで</p> <p>交付方法：標準契約書案【施設工事契約書】、入札者に対する指示書【郵送入札】、共通仕様書（特記仕様書に記載の共通仕様書を使用すること）、金抜設計書、特記仕様書及び図面等はNEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。</p> <p>（標準契約書案、入札者に対する指示書及び共通仕様書） ⇒https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</p> <p>（拡大型指名競争入札の公表（本書）、金抜設計書、特記仕様書及び図面等） ⇒https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</p>
3-4 競争参加に必要な手続	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出（《記3-1①, ②の者ともに必要》）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成方法：交付する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり ・提出期限：令和元年11月18日（月）午後4時00分 ・提出場所：本工事の「契約担当部署」 NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 （住所）〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5-12-30 （TEL）011-896-5777 ・提出方法：書留郵便または信書便（提出期限までに必着のこと） ・提出書類：競争参加資格確認申請書（様式1） 施工実績（様式2） 各 正1部、副1部 <p>(2) NEXCO 東日本の「平成31・32年度工事競争参加資格」審査申請書の作成及び提出 <u>《【要注意】記3-1②の者のみ必要》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成方法：NEXCO 東日本ホームページ『平成31・32年度競争参加資格審査のご案内【工事】』参照 ⇒https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/ ・提出期限：下記の提出場所に確認すること。 ・提出場所：NEXCO 東日本 本社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 （住所）〒100-8979 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 新霞が関ビルディング17階 （電話番号）03-3506-0214 ・提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送（書留郵便）でのみ受付（提出期限までに必着） 〔宛名面に「緊急認定」と記載すること。〕

4. 競争参加資格に関する事項

4-1 入札に参加しようとする者との資本又は人事面の関係	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡</p>
------------------------------	--

を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ～ iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

	<p>3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
4-2 競争参加資格に関する留意事項	<p>本工事の受注者、本工事の下請負人又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加又は当該「施工管理業務」を請負うことはできない。 なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。</p> <p>①当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者</p> <p>②業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p>

5. 入札・開札に関する事項

5-1 入札・開札執行	<p>(1) 入札書の提出</p> <p>提出期限：令和元年 12 月 4 日（水）午後 4 時 00 分 提出場所：記 3-4(1)記載の「契約担当部署」 提出方法：書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）</p> <p>なお、提出後はいかなる理由があろうとも差替え、変更又は取下げには一切応じないため、提出の際には不足・不備・不整合等ないよう十分確認の上、提出すること。</p> <p>書類の作成：入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。</p> <p>①入札書：入札者に対する指示書[12]を参照のこと。</p> <p>②工事費内訳書（書面及びCD-R）：入札者に対する指示書[13]を参照の上、様式については金抜設計書に基づき作成のこと（表紙は様式 3 のとおり）。</p> <p>③総合評定値通知書（経審）の写し：入札者に対する指示書[14]を参照のこと。</p> <p>(2) 開札</p> <p>開札日時：令和元年 12 月 6 日（金）午後 2 時 00 分 開札場所：NEXCO 東日本 北海道支社 入札室</p> <p>(3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて</p> <p>開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。 ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合には、再度入札は辞退したものとみなす。</p> <p>(4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p>
-------------	---

	<p>自動落札方式</p> <p>(6) 工事費内訳書の提出及び確認</p> <p>当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する工事費内訳書の提出を求める。なお、入札時に工事費内訳書の提出のない者がした入札は無効とする。工事費内訳書は、NEXCO東日本が交付した金抜設計書を基に、単価及び金額を記載した上で、書面及び電子記録媒体（CD-R）に保存したものを提出すること。</p> <p>(7) 低入札価格調査</p> <p>本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。</p> <p>なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。</p> <p>また、本競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。</p> <p>低入札価格調査については、入札者に対する指示書 [25] を参照すること。</p>
--	---

6. その他に関する事項

6-1 質問の受付	<p>(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付期間：指名通知の日から令和元年 11 月 26 日（火）午後 4 時 00 分まで ・受付場所：記 3-4(1) 記載の「契約担当部署」 ・受付方法：質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（受付期間内必着） <p>(2) 上記（1）により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から 5 日以内（休日を除く） ・回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本公告名」の「備考」）に掲載する。 ⇒https://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照すること。⇒ https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</p>
6-2 その他	<p>(1) 単価協議 無</p> <p>(2) 入札保証 不要</p> <p>(3) 契約保証(履行ボンド) 必要…入札者に対する指示書[29]を参照のこと。</p> <p>(4) 契約書の作成 必要…入札者に対する指示書[30]を参照のこと。 なお、作成方法については、落札者と協議する。</p>

	<p>(5) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(6) 入札の無効 入札者に対する指示書[27]を参照のこと。</p> <p>(7) 支払条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払金 有：請負契約書第 34 条第 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。 ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りではない。 ・部分払 有：請負契約書第 37 条第 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。 <p>(8) 配置技術者 契約締結後、特記仕様書「現場代理人等に関する事項」に記載の諸条件を満たす技術者を配置しなければならない。なお、諸条件を満たす技術者を配置できないときは、契約解除等の必要な措置を講ずる場合がある。</p> <p>(9) 火災保険等の付保 共通仕様書「保険の付保」に定めるとおりとする。</p> <p>(10) スライド条項の適用 請負契約書第 25 条 5 項（単品スライド）及び 6 項（インフレスライド）について適用する。</p> <p>(11) 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13 年5 月30 日付、国総建第155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。 ②「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28 年5 月31 日付、国土建第119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。 ③上記①又は②に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。
--	--

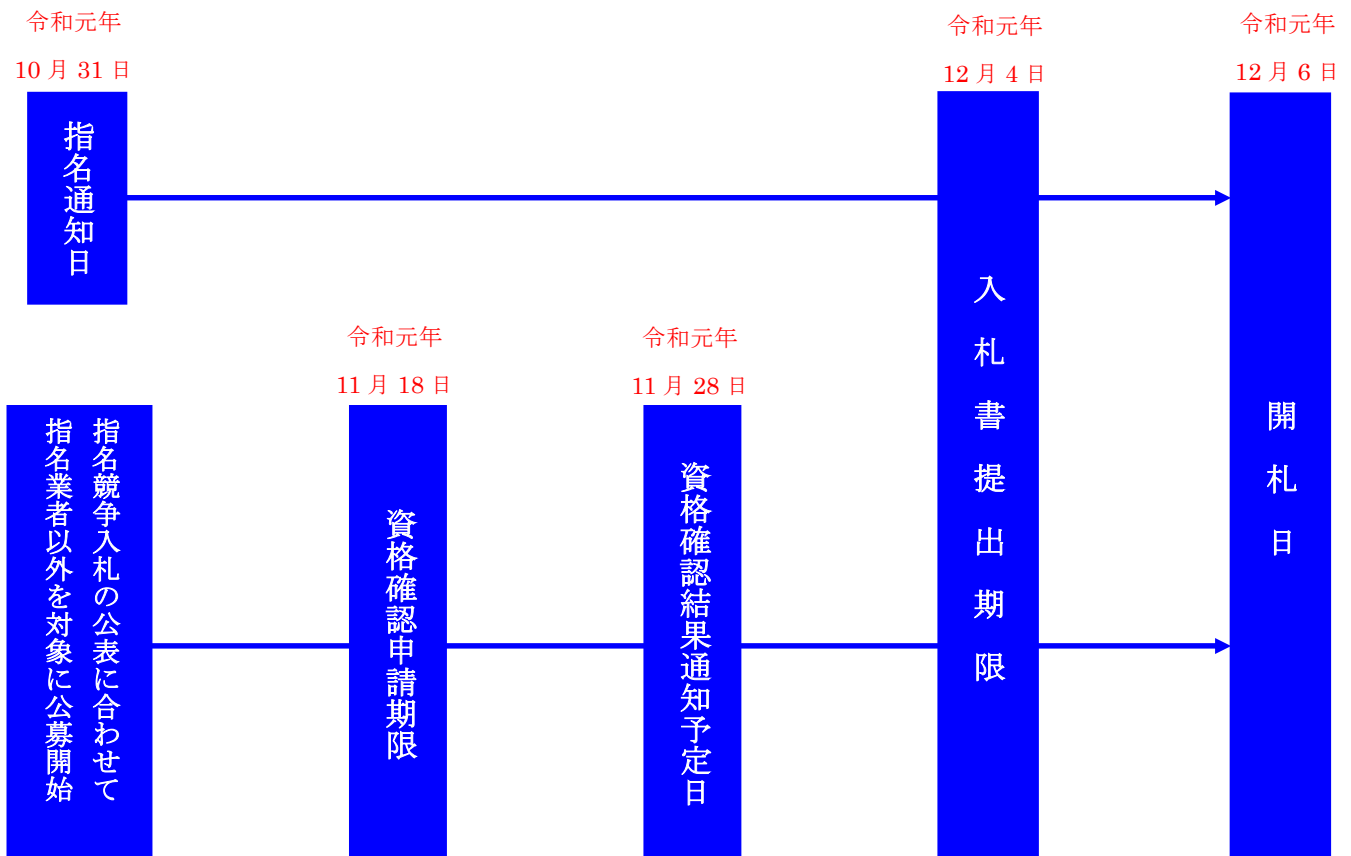
注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた者は、本書面を受け取った日から7日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

拡大型指名競争入札方式について

○ 概要及び目的

公募を併用した指名競争入札方式であり、一般競争入札で入札公告により競争参加希望者を募集しても希望者が極めて少なく十分な競争が確保されない場合や指名競争入札を行った際に参加者の多くが辞退し、有効な入札を行った者が1者のみとなって指名競争入札が競争不成立となる場合などに対応するため、指名競争入札により有資格業者を指名して確実な競争参加を確保するとともに、一般競争入札と同様、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、更なる競争性の拡大を期待した制度です。

○ 手続きの流れ



※なお、平成31・32年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに必要な工種にかかる資格の認定を受ける必要があります。